

第1 調査の概要

1 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計であり、北海道における賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、国営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定（抽出）した約1,200事業所を対象としている。

3 調査期日

1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）としている。

4 調査及び抽出の方法

区分	第一種事業所に係る調査	第二種事業所に係る調査
調査事業所規模	常用労働者を30人以上雇用する事業所	常用労働者を5～29人雇用する事業所
実施時期	毎月	毎月
調査方法	調査事業所が規模30人以上という比較的安定性があり、かつ事務的にも整備されていることから、事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式（郵送調査方式）又は電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）としている。	小規模事業所の事務負担軽減のため、統計調査員が調査事業所に対して質問し調査票を作成する方式（実地他計方式）又は電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）としている。
抽出方法	〔事業所一段抽出〕 抽出は、総務省統計局実施の経済センサスによって把握した事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし直し、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に行っている。 抽出された事業所は、予備調査を行った上で、調査対象として指定する。 なお、廃止事業所等となった事業所の補充を行うため、毎年1回追加指定を行っている。	〔事業所二段抽出〕 抽出は、二段抽出の方法を採っている。 初めに総務省統計局実施の経済センサスの調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」から調査区を抽出し、予備調査を行った上で、「毎勤第二種指定調査区」とする。 次に統計調査員が「毎勤第二種指定調査区」を巡回して「調査区内事業所名簿」を作成し、その名簿から常用労働者数が5～29人の事業所を選び抜き「5～29人事業所名簿」とする。 厚生労働省は、「5～29人事業所名簿」を都道府県ごとに産業別に並べ直し、都道府県、産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出し、第二種事業所として指定する。
調査期間	指定時から次の抽出替えまでとしている。平成30年調査以降、毎年事業所全体の3分の1を入れ替える、部分入替え方式に変更。※平成30・31年は経過措置期間。	原則として18か月である。事業所の交替は、調査区を3組に分けて6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式（ローテーション方式）で行っている。

5 調査事項

事業所の属性のほか、前調査期間末労働者数、増加及び減少労働者数、調査期間末労働者数、調査期間中の延べ出勤日数、延所定内及び所定外労働時間数並びにその間の労働に対して支払われる「きまって支給する給与（定期給与）」の総額、うち「所定外給与（超過労働給与）」の総額及び調査期間中に支払われる「特別に支払われた給与（特別給与）」の総額、うち賞与等であり、いずれも常用労働者に関するものである。「所定外給与（超過労働給与）」及び賞与以外は男女別に調査している。

また、賞与以外は男女計の内数として、パートタイム労働者についても調査している。

6 標本設計

常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

7 用語の説明

調査事項	説明
現金給与	現金給与 とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として、使用者が常用労働者に通貨で支払うもの（税込み）をいう。 所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額であり、退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。
現金給与総額	現金給与総額 とは、きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計金額をいう。
きまって支給する給与（定期給与）	きまって支給する給与 とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことをいう。 例えば、基本給・本俸、年齢給、勤続給、業績給、奨励加給、地域手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、精勤手当、職務手当（役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊作業手当、宿日直手当など）、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当などである。
所定内給与	所定内給与 とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。
所定外給与（超過労働給与）	所定外給与 とは、きまって支給する給与のうち、所定労働時間を超える時間の労働（時間外労働）や休日労働、深夜労働に対して支給される給与をいう。 超過勤務手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当などが、これに該当する。
特別に支払われた給与（特別給与）	特別に支払われた給与 とは、現金給与のうち、きまって支給する給与を除いた部分であって、次のいずれかをいう。 ア 賞与（ボーナス） 賞与とは、定期又は臨時に労働者の勤務成績、経営状況等に応じて支給され、その額があらかじめ定められていないもの。 イ ベースアップが行われた場合の差額追給分 ベースアップ とは、労働協約、就業規則等の改定によって、給与の支給条件・算定方法を変更し、在籍労働者全員又は大多数のきまって支給する給与の全部又は一部を増額することをいう。 差額追給 とは、例えば、8月に給与算定に関する労働協約を改定し8月分から新協約の下で支給するとき、新算定方法の適用を4月分に遡って行うことがあり、このとき4、5、6、7月分給与について、新算定方法による給与と既に支払い済みの給与との差額を追加支給する分をいう。 ウ 3か月を超える期間で算定される現金給与 半年ごとに6か月分支払われる通勤手当、6か月分の寒冷地手当など。 エ その他、臨時に支払われた現金給与 一時的・突発的事由に基づいて支払われたもの、結婚手当等支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が極めて不確定でかつ非常にまれに発生するもの。

実労働時間	<p>実労働時間とは、常用労働者が実際に働いた労働時間をいう。</p> <p>常用労働者が使用者の指揮監督下にある労働時間のことであって、病休、有給休暇の取得、欠勤、操業・営業時間の短縮による自宅待機など、給与の算定の有無、理由の如何を問わず、実際に当該事業所の事業活動に従事していない時間は含まない。また、使用者の指揮監督から解放される休憩時間も含まない。</p>
総実労働時間	<p>総実労働時間とは、所定内労働時間と所定外労働時間の合計をいう。</p>
所定内労働時間	<p>所定内労働時間とは、実労働時間のうち、労働協約・就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）の範囲内での労働時間のことをいう。所定労働時間帯の中であっても、休暇取得、ストライキ、休業などのため、就業しなかった時間は除く。</p>
所定外労働時間	<p>所定外労働時間とは、実労働時間のうち、あらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）の範囲外の労働時間のことで、残業、休日出勤、早出等の実労働時間をいう。</p>
出勤日数	<p>出勤日数とは、常用労働者が、実際に就業した日の数で、使用者の指揮監督の下、事業活動に従事するため、事業所等に出勤し就業した日数をいう。</p> <p>給与の算定を受けていても、実際に出勤しなかった日は含まない。有給休暇で休んだ場合、その日は給与の支払対象ではあるが、出勤日数には入れない。</p> <p>午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば1出勤日とし、2暦日にわたって働いた場合は2出勤日となる。1日に二度出勤したときは、1出勤日とする。</p> <p>出張中・外勤した日についても出勤日数に含む。</p>
常用労働者	<p>常用労働者とは、事業所に雇われて働いている労働者（船員法の船員を除く）のうち、次の条件のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 期間を定めずに雇われている者</p> <p>イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者 （平成30年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）</p> <p>ただし、長期にわたる欠勤、労働争議による職場放棄などで、給与の算定を受けていない者は含まない。</p> <p>なお、次の者も常用労働者に該当することがある。</p> <p>(i) 重役・役員、工場長、支店長 常時事業所に勤務の上、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の算定を受けている場合は、常用労働者に該当する。しかし、社長（取締役社長、理事長）は、たとえ上記の条件を備えていても除く。</p> <p>(ii) 事業主の家族 事業主と常時同居し、生計を一にする事業主の家族であっても、事業所で雇っている他の労働者と同様に、事業主の指揮命令に従って勤務し、給与算定基準も同じであれば、常用労働者に含む。</p>
一般労働者	<p>一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者をいう。</p>
パートタイム労働者	<p>パートタイム労働者とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者</p> <p>イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者</p>
パートタイム労働者比率	<p>パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものである。</p>
入職率、離職率	<p>入職率とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。</p> <p>離職率とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。</p>

8 賞与の集計期間

賞与の集計期間は、夏季賞与の場合は6月、7月、8月の3か月間、年末賞与の場合は11月、12月、翌年1月の3か月間に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者一人平均）として集計している。

なお、第二種事業所は7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象は残り3分の2の調査区の事業所となることから、第一種事業所のみを集計している。

9 指数

調査結果の時系列的利用の便を図るため、特定の年（以下「基準年」という。現在は平成27年である。）の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。

(1) 指数の算定方法

ア 各月の指数の計算式

(ア) 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

(イ) 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（北海道の持ち家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

イ 年平均の指数

指数の年平均値は、毎月の指数を単純平均している。ただし、実質賃金指数については、名目賃金指数の年平均値を、消費者物価指数（北海道の持ち家の帰属家賃を除く総合）の年平均値で除して100倍している。

(2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

ア 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の年に変更する改訂のことで、5年ごとに行う（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査では、定期的に第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っており、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがある。このため、修正処理を適宜行うことでより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指数を調整することとしている。この修正を通常、ギャップ修正と呼んでおり、原則、第一種事業所の抽出替えに併せて実施している。

しかしながら、平成30年1月分調査の部分入替え方式導入以降は、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わないこととするとともに、常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査ともにこれを労働者数推計のベンチマークとすることに伴う改訂を行っている。

10 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして北海道の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定した。

11 統計表について

この調査で作成している統計表のうち、本年報では一部の統計表のみを掲載している。掲載統計表及び非掲載統計表は次のとおりである。

実数表

○事業所規模別、性別、産業別統計表

表名は本年報掲載の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	事業所規模 性別 産業分類	5～29人			30～99人			100人以上			100～499人			500人以上			5人以上			30人以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
		【賃金】 常用労働者一人平均月 間現金給与総額、きまっ て支給する給与、所定内 給与、所定外給与及び特 別に支払われた給与	大分類	第 4 表	非	非	第 4 表	非	非	非	非	非	第 4 表	非	非	第 4 表	非	非	第 1 - 1 表	第 1 - 2 表		
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 2 - 1 表	第 2 - 2 表				
【労働時間・出勤日数】 常用労働者一人平均月 間出勤日数、総実労働時 間、所定内労働時間及び 所定外労働時間	大分類	第 8 表	非	非	第 8 表	非	非	非	非	非	第 8 表	非	非	第 8 表	非	非	第 5 - 1 表	第 5 - 2 表				
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 6 - 1 表	第 6 - 2 表				
【雇用】 常用労働者数、パートタ イム労働者数及びパート 比率	大分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 9 - 1 表	第 9 - 2 表				
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 10 - 1 表	第 10 - 2 表				

○事業所規模別、産業別、就業形態別統計表

表名は本年報の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	事業所規模 雇用 形態 産業分類	5～29人		30～99人		100人以上		100～499人		500人以上		5人以上		30人以上	
		一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者	一般労働者	パート タイム労働者
		【賃金】 常用労働者一人平均月 間現金給与総額、きまっ て支給する給与、所定内 給与、所定外給与及び特 別に支払われた給与	大分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 3 - 1 表	第 3 - 2 表
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非		
【労働時間・出勤日数】 常用労働者一人平均月 間出勤日数、総実労働時 間、所定内労働時間及び 所定外労働時間	大分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	第 7 - 1 表	第 7 - 2 表		
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非		
【雇用】 一般労働者及びパート タイム労働者数	大分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非		
中分類	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非		

指数表

○事業所規模別、産業別統計表

表名は本年報掲載の統計表番号、非は非掲載統計表

集計区分	産業分類 事業所規模	産業分類	5～29人	5人以上	30人以上
	現金給与総額	大分類	非	非	第12-1表
	中分類	非	非	非	非
きまって支給する給与	大分類	非	非	第13-1表	第13-2表
	中分類	非	非	非	非
所定内給与	大分類	非	非	第14-1表	第14-2表
	中分類	非	非	非	非
現金給与総額 (実質)	大分類	非	非	第15-1表	第15-2表
	中分類	非	非	非	非
きまって支給する給与 (実質)	大分類	非	非	非	非
	中分類	非	非	非	非
総実労働時間	大分類	非	非	第16-1表	第16-2表
	中分類	非	非	非	非
所定内労働時間	大分類	非	非	第17-1表	第17-2表
	中分類	非	非	非	非
所定外労働時間	大分類	非	非	第18-1表	第18-2表
	中分類	非	非	非	非
常用雇用	大分類	非	非	第19-1表	第19-2表
	中分類	非	非	非	非

注1) 所定外給与、特別に支払われた給与、出勤日数は指数を作成していない。

注2) 作成している指数の事業所規模は5～29人、5人以上、30人以上である。

注3) 実質賃金指数は、現金給与総額指数ときまって支給する給与指数をそれぞれ「消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)」（北海道）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位の数値としたもので、賃金の変化から物価変化分を除いた変化を表す指数で賃金の実質的購買力を表わす。

12 利用上の注意

- (1) 統計表の「産業別」は「産業大分類別」、「産業中分類別」は「製造業」及び「サービス業」のうち集計を行ったものを表している。
また、「卸売業,小売業」は「卸売業」と「小売業」別に記載している。
- (2) 統計表中の「一括分」とは、単独で表章できない産業中分類を一区分として表章したものである。
- (3) 統計表中「特掲産業」とは、特定の産業の調査結果を得るために表章するものである。
- (4) 平成29年1月分調査結果から、指数の基準年を平成22年から平成27年に更新したことに伴い、平成22年以降の指数を平成27年=100で遡及改訂をしている。
- (5) 指数は、将来、基準時更新時に過去に遡って改訂を行うことがある。
- (6) 指数表の前年比は実数を指数化して算出しているが、指数化していない所定外給与、特別に支払われた給与、出勤日数、パートタイム労働者比率、入職率、離職率は実数により算出している。

(7) 統計表の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。

(8) 調査事業所のうち 30 人以上の事業所抽出は、従来の 2～3 年に一度行う総入れ替え方式から、毎年 1 月分調査時に調査事業所全体の 3 分の 1 を入れ替える、部分入れ替え方式に平成 30 年から変更した。なお、平成 30 年及び 31 年 1 月分については、調査事業所全体の 2 分の 1 を入れ替える、経過的な取り扱いとなる。

(9) 賃金、労働時間指数とその前年比は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその前年比は、労働者推計のベンチマークを平成 30 年 1 月分公表時で更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。

(10) 統計表に用いた符号の用法は、次のとおりである。

- [0] 表章単位に満たないもの
- [-] 該当数字がないもの
- [...] 未調査・未集計により数字が得られないもの
- [x] 調査事業所が少ないため数字が秘匿されているもの

(11) 平成 22 年 1 月分調査結果から平成 19 年 11 月に改定した日本標準産業分類に基づき表章産業を変更しているため、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業(他に分類されないもの)」については平成 21 年以前の数値は存在しない。

なお、平成 22 年以降の表章産業（新産業分類）と平成 21 年以前の表章産業（旧産業分類）の接続は表章産業接続表のとおりである。

表章産業接続表

平成 22 年以降の表章産業（新産業分類）	旧産業分類との接続	平成 21 年以前の表章産業（旧産業分類）
T L 調査産業計	○	T L 調査産業計
C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D 鉱業
D 建設業	◎	E 建設業
E 製造業	◎	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	▲	H 情報通信業
H 運輸業、郵便業	▲	I 運輸業
I 卸売業、小売業	▲	J 卸売・小売業
J 金融業、保険業	◎	K 金融・保険業
K 不動産業、物品賃貸業	×	
L 学術研究、専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業、飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業、娯楽業	×	
O 教育、学習支援業	▲	O 教育、学習支援業
P 医療、福祉	○	N 医療、福祉
Q 複合サービス事業	▲	P 複合サービス業
R サービス業（他に分類されないもの）	×	

注) 旧産業分類との接続

- ◎：完全に接続する対応
- ：産業の範囲としては厳密に接続しないが接続処理を行う産業(常用労働者の変動率が 0.1%以内の対応)
- ▲：産業の範囲としては厳密に接続しないが接続処理を行う産業(常用労働者の変動率が 3.0%以内の対応)
- ×：平成 21 年以前とは接続する産業がない産業

(12) 産業別の表章一覧は次の毎月勤労統計調査地方調査表章産業のとおりである。

毎月勤労統計調査地方調査表章産業

【表章区分】

○ 表章産業 ● 他産業と合算して表章 × 非表章産業

－ 調査対象外の産業

(大分類)

産業分類	表章区分	統計表上の名称
T L 調査産業計	○	T L 調査産業計
A 農業, 林業	－	
B 漁業	－	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	○	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業	○	D 建設業
E 製造業	○	E 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	○	G 情報通信業
H 運輸業, 郵便業	○	H 運輸業, 郵便業
I 卸売業, 小売業	○	I 卸売業, 小売業
J 金融業, 保険業	○	J 金融業, 保険業
K 不動産業, 物品賃貸業	○	K 不動産業, 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	○	L 学術研究, 専門・技術サービス業
M 宿泊業, 飲食サービス業	○	M 宿泊業, 飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	○	N 生活関連サービス業, 娯楽業
O 教育, 学習支援業	○	O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	○	P 医療, 福祉
Q 複合サービス事業	○	Q 複合サービス事業
R サービス業 (他に分類されないもの)	○	R サービス業 (他に分類されないもの)
S 公務 (他に分類されるものを除く)	－	
T 分類不能の産業	－	

(中分類)

産業分類	表章区分	統計表上の名称
A01 農業	－	
A02 林業	－	
B03 漁業(水産養殖業を除く)	－	
B04 水産養殖業	－	
C05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	×	
D06 総合工事業	×	
D07 職別工事業 (設備工事業を除く)	×	
D08 設備工事業	×	
E09 食料品製造業	●	E09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
E10 飲料・たばこ・飼料製造業	●	
E11 繊維工業	○	E11 繊維工業
E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	○	E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
E13 家具・装備品製造業	○	E13 家具・装備品製造業
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○	E14 パルプ・紙・紙加工品製造業
E15 印刷・同関連業	○	E15 印刷・同関連業
E16 化学工業	●	E16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業
E17 石油製品・石炭製品製造業	●	
E18 プラスチック製品製造業	○	E18 プラスチック製品製造業
E21 窯業・土石製品製造業	○	E21 窯業・土石製品製造業
E22 鉄鋼業	○	E22 鉄鋼業
E24 金属製品製造業	○	E24 金属製品製造業
E27 業務用機械器具製造業	○	E27 業務用機械器具製造業
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
E29 電気機械器具製造業	○	E29 電気機械器具製造業
E30 情報通信機械器具製造業	○	E30 情報通信機械器具製造業

産業分類	表章区分	統計表上の名称
E 31 輸送用機械器具製造業	○	E 31 輸送用機械器具製造業
E 32 その他の製造業	●	E 32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業	●	
E 25 はん用機械器具製造業	●	E一括分1 (E 25, 26 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業)
E 26 生産用機械器具製造業	●	
E 19 ゴム製品製造業	●	E一括分2 (E 19, 23 ゴム製品製造業、非鉄金属製造業)
E 23 非鉄金属製造業	●	
F 33 電気業	×	
F 34 ガス業	×	
F 35 熱供給業	×	
F 36 水道業	×	
G 37 通信業	×	
G 38 放送業	×	
G 39 情報サービス業	×	
G 40 インターネット附随サービス業	×	
G 41 映像・音声・文字情報制作業	×	
H 42 鉄道業	×	
H 43 道路旅客運送業	×	
H 44 道路貨物運送業	×	
H 45 水運業	×	
H 46 航空運輸業	×	
H 47 倉庫業	×	
H 48 運輸に附帯するサービス業	×	
H 49 郵便業 (信書便事業を含む)	×	
I 50 各種商品卸売業	●	I-1 (I 50~I 55) 卸売業
I 51 繊維・衣服等卸売業	●	
I 52 飲食料品卸売業	●	
I 53 建築材料、飲物・金属材料等卸売業	●	
I 54 機械器具卸売業	●	
I 55 その他の卸売業	●	
I 56 各種商品小売業	●	I-2 (I 56~I 61) 小売業
I 57 織物・衣服・身の回り品小売業	●	
I 58 飲食料品小売業	●	
I 59 機械器具小売業	●	
I 60 その他の小売業	●	
I 61 無店舗小売業	●	
J 62 銀行業	×	
J 63 協同組織金融業	×	
J 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×	
J 65 金融商品取引業、商品先物取引業	×	
J 66 補助的金融業等	×	
J 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×	
K 68 不動産取引業	×	
K 69 不動産賃貸業・管理業	×	
K 70 物品賃貸業	×	
L 73 広告業	×	
M 75 宿泊業	○	M 75 宿泊業
M 76 飲食店	●	M一括分 (M 76, 77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)
M 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	●	
N 78 洗濯・理容・美容・浴場業	×	
N 79 その他の生活関連サービス業	×	N 792 家事サービス業は調査対象外の産業
O 81 学校教育	×	
O 82 その他の教育、学習支援業	×	

産業分類	表章区分	統計表上の名称
P83 医療業	○	P83 医療業
P84 保健衛生	●	P一括分 (P84, 85 保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業)
P85 社会保険・社会福祉・介護事業	●	
Q86 郵便局	×	
Q87 協同組合 (他に分類されないもの)	×	
R91 職業紹介・労働者派遣業	○	R91 職業紹介・労働者派遣業
R92 その他の事業サービス業	○	R92 その他の事業サービス業
R88 廃棄物処理業	●	R一括分 (R88~90, 93~95 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業)
R89 自動車整備業	●	
R90 機械等修理業	●	
R93 政治・経済・文化団体	●	
R94 宗教	●	
R95 その他のサービス業	●	
L71 学術・開発研究機関	○	特掲産業1 (L71 学術・開発研究機関)
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	●	特掲産業2 (L72, 74 専門サービス業 (他に分類されないもの)、技術サービス業 (他に分類されないもの))
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	●	
N80 娯楽業	○	特掲産業3 (N80 娯楽業)
R89 自動車整備業	●	特掲産業4 (R89, 90 自動車整備業、機械等修理業)
R90 機械等修理業	●	
R96 外国公務	—	調査対象外の産業
S97 国家公務	—	調査対象外の産業
S98 地方公務	—	調査対象外の産業
T99 分類不能の産業	—	調査対象外の産業

注) 産業分類は、日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) を用いている。